

区長報告第十四号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年三月二十四日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

平成二十四年七月六日議決を得た工事請負契約（夕風橋架替工事（下部工））の工期「契約締結の日の翌日から平成二十六年三月二十五日まで」を「契約締結の日の翌日から平成二十六年五月十五日まで」に変更する。

区長報告第十五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二十二日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

平成二十五年三月十五日議決を得た工事請負契約（港区立麻布保育園等改築工事）の契約金額「六億五千六百二十五万円」を「六億六千九十三万六千七百四十円」に変更する。

区長報告第十六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十六年三月二十八日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

一 件 名 清掃車の交通事故に係る和解

二 事件の要旨

平成二十六年一月十日、港区港南三丁目五番先の特別区道第八百九十七号線道路上において、相手方（以下「甲」という。）所有の乗用車が清掃車に接触した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

三 和解条項

甲及び港区（以下「乙」という。）間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処
理について、次のとおり和解した。

- (一) 甲は、乙に対し、二十七万三千六百三十円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの
債権債務のないことを相互に確認する。

区長報告第十七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十六年五月十六日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

- 一 件 名 清掃車の交通事故に係る和解
- 二 当 事 者 甲 東京都北区栄町三番一号
富士交通株式会社

乙 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

平成二十六年三月二十六日、港区芝一丁目十五番先の国道十五号道路上において、甲所有の乗用車が清掃車に追突した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり了解した。

- (一) 甲は、乙に対し、二十六万八千二百八円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

区長報告第十八号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を平成二十六年五月二十一日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年六月十八日

港区長 武井雅昭

記

一	件名	庁有車の交通事故に係る損害賠償
二	損害賠償額	七十九万三千四十三円

平成25年度港区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	都支出金	
2 総務費	1 総務管理費	田町駅東口北地区公共公益 施設整備	円 2,539,014,000	円 2,539,014,000	円 0	円 0	円 0	円 2,539,014,000
6 産業経済費	1 商工費	区内共通商品券発行支援	14,701,000	3,901,665	0	0	0	3,901,665
合 計			2,553,715,000	2,542,915,665	0	0	0	2,542,915,665

平成26年6月18日提出

港区長 武井雅昭

(説明) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき報告します。

平成25年度港区一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国庫支出金	その他		
7 土木費	2 道路橋りょう費	夕風橋架替	円 218,255,100	円 0	円 218,255,100	円 0	円 218,255,100	円 218,255,100	円 0	円 0	円 0	新しい橋台築造のため打設した止水鋼矢板下部から運河の水が噴出し、追加の止水対策を講じながらの作業となり、年度内に工事が完了しなかったことによる。

平成26年6月18日提出

港区長 武井雅昭

(説明) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定に基づき報告します。

議案第三十三号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号イ中「千円」を「二千元」に改め、同号ロ中「千二百円」を「二千円」に改め、同号ハ中「千六百元」を「二千四百円」に改め、同号ニ中「二千五百円」を「三千七百元」に改め、同項第二号イ中「二千四百円」を「三千六百元」に、「三千九百元」を「五千九百元」に、「五千五百円」を「六千九百元」に、「七千二百円」を「一万八百元」に、「三千円」を「三千八百円」に、「四千元」を「五千元」に改め、同号ロ中「千六百元」を「二千四百円」に、「四千七百元」を「五千九百元」に改め、同項第三号中「四千元」を「六千元」に改める。

付則第二条の三中「同条第六項から第十項まで」の下に「及び第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同法第四十条第六項から第十項まで」を「同法第四十条第三項」を「同条第三項」に、「財産（同法第四十条第六項から第十項まで」を「財産（同法第四十条第六項から第十一項まで」に改める。

付則第三条及び第三条の二を次のように改める。

第三条及び第三条の二 削除

付則第三条の二の二を削る。

付則第四条第一項中「平成二十七年度」を「平成三十年年度」に改める。

付則第六条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第六条 法附則第三十条第一項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車に対する道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第一項第二号イ					
	三千九百円	六千九百円	一万八百円	三千八百円	五千円
	四千六百円	八千二百円	一万二千九百円	四千五百円	六千円

2

前項の規定の適用がある場合における第三十八条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項（付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「当該各号」とあるのは「当該各号（付則第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

付則第十一条第一項及び第二項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

付則第十三条第一項中「第十六条及び」を「第十六条第一項及び第二項並びに」に改める。

付則第十五条から第十六条までを削り、付則第十七条を付則第十五条とする。

（港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区特別区税条例の一部を改正する条例（平成二十二年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

付則第十三条の三の改正規定中「したものと」の下に「、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取得した区民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

(港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例(平成二十五年港区条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中付則第十六条の改正規定を削る。

第二条のうち付則第三条第四項及び第三条の二第四項の改正規定を削り、付則第十三条の二の改正規定中「租税特別措置法」を「第三十七条の十第一項」に、「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」を「第三十七条の十一第一項」に改める。

付則第一条第三号中「及び第十六条」及び「並びに付則第三条第三項の規定」を削り、同条第四号中「付則第三条第四項」を「付則第三条第三項」に改め、同条第五号中「付則第三条第五項」を「付則第三条第四項」に改め、同条第六号中「付則第三条、第三条の二、第三条の六」を「付則第三条の六」に、「付則第三条第六項」を「付則第三条第五項」に改める。
付則第三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項

とする。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中港区特別区税条例付則第三条及び第三条の二の改正規定、同条例付則第三条の二の二を削る改正規定、同条例付則第四条及び第十一条の改正規定、第二条及び第三条の規定並びに次条第一項の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例付則第二条の三の改正規定及び同条例付則第十五条から第十六条までを削り、付則第十七条を付則第十五条とする改正規定並びに次条第二項の規定
平成二十七年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第三十八条の改正規定並びに付則第三条及び第五条（第一条の規定による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第六条に係る部分を除く。）の規定 平成二十七年四月一日

四 第一条中港区特別区税条例付則第六条の改正規定並びに付則第四条及び第五条（新条例付則第六条に係る部分に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

五 第一条中港区特別区税条例付則第十三条の改正規定及び次条第三項の規定 平成二十九年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、平成二十六年
度以後の年度分の区民税について適用し、平成二十五年度分までの区民税については、なお
従前の例による。

2 新条例付則第二条の三の規定は、平成二十七年度以後の年度分の区民税について適用し、
平成二十六年分までの区民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第十三条第一項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の区民税について適用
し、平成二十八年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例第三十八条第一項及び第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の軽自動
車税について適用し、平成二十六年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第四条 新条例付則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の軽自動
車税について適用する。

2 平成十五年十月十四日前に初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第六
十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽
自動車税に係る新条例付則第六条第一項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあ
るのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

		三千九百円	三千九百円
		六千九百円	五千五百円
		一万八百円	七千二百円
		三千八百円	三千円
		五千円	四千円

2 前項の規定の適用がある場合における新条例第三十八条第二項及び新条例付則第六条第二項の規定の適用については、新条例第三十八条第二項中「前項」とあるのは「港区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年港区条例第 号。以下「平成二十六年改正条例」という。）付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、新条例付則第六条第二項中「前項の」とあるのは「平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の」と、「付則第六条第一項」とあるのは「平成二十六年改正条例付則第五条第一項の規定により読み替えて適用される前項の」と、「付則第六条第一項」とする。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の施行による租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第三十四号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ただし書中「証明書自動交付機」の下に「（証明書の自動交付を行う端末機をいう。以下同じ。）又は多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）」を加える。

別表三の二の項中「証明書自動交付機」の下に「又は多機能端末機」を加え、同表十の項中「五百円」の下に「。ただし、港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十八年港区条例第十八号）第二条第三号に規定する利用を目的とする場合は、無料とする。」を加える。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

（説明）

民間事業者が設置する多機能端末機から交付する各種証明書の手数料を定めるとともに、多機能端末機を利用するために住民基本台帳カードを交付する場合の手数料を無料とするため、本案を提出いたします。

議案第三十五号

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十八年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。）から証明書を交付するためのカードとしての利用

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

住民基本台帳カードの利用目的に、民間事業者が設置する多機能端末機による各種証明書の交付用のカードとしての利用を追加するため、本案を提出いたします。

議案第三十六号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区长 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「証明書自動交付機」を「証明書自動交付機等」に改め、同条中「証明書自動交付機に印鑑登録証を挿入して」を「印鑑登録証を使用して証明書自動交付機又は多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）に」に改める。

第二十一条の見出し中「暗証番号の」を「証明書自動交付機の暗証番号」に改め、同条第一項中「規定」の下に「により証明書自動交付機」を加え、同条第三項中「印鑑登録者」を「第一項の規定による届出をした届出をした印鑑登録者」に改め、同条第四項中「印鑑登録者」を「第一項の規定による届出をした印鑑登録者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一項の規定による届出をした印鑑登録者が、次条第一項の規定による届出をした場合においては、この項に規定する暗証番号の廃止を届け出たものとみなす。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(多機能端末機の暗証番号登録等)

第二十一条の二 印鑑登録者は、第二十条の規定により多機能端末機による印鑑登録証明書交付を受けようとするときは、印鑑登録証多機能端末機暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出を受けたときは、本人であることを確認し、直ちに暗証番号を登録しなければならない。この場合において、本人であることの確認については、第五条の規定を準用する。

3 第一項の規定による届出をした印鑑登録者は、登録された暗証番号を変更しようとするときは、印鑑登録証多機能端末機暗証番号変更届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に届け出なければならない。この場合において、本人であることの確認については、第五条の規定を準用する。

4 第一項の規定による届出をした印鑑登録者は、登録された暗証番号を廃止しようとするときは、印鑑登録証多機能端末機暗証番号廃止届に印鑑登録証を添えて、区長に届け出なければならない。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

(説明)

民間事業者が設置する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を整備するため、
本案を提出いたします。

議案第三十七号

港区営住宅条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区営住宅条例の一部を改正する条例

港区営住宅条例（平成六年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表港区営住宅シテイハイツ芝浦の項中「七十三戸」を「七十六戸」に改める。

第七条第二項第五号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項第五号の改正規定は、平成二十六年十月一日から施行する。

（説明）

港区営住宅シテイハイツ芝浦の建替工事が終了することに伴い、戸数を変更するとともに、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六号）の施行による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第三十八号

港区立保育園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立保育園条例の一部を改正する条例

港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表港区立麻布保育園の項中「東京都港区六本木五丁目六番二十一号」を「東京都港区六本木五丁目十六番四十六号」に改め、同表に次のように加える。

港区立しばうら保育園

東京都港区芝浦三丁目一番十六号

第四条第二項中「及び港区立たかほま保育園」を「、港区立たかほま保育園」に改め、「たかほま保育園」という。）の下に「及び港区立しばうら保育園（以下「しばうら保育園」という。）」を加える。

第六条、第七条第二項並びに第十一条第一項及び第二項第四号中「又はたかほま保育園」を

「、たかはま保育園又はしばうら保育園」に改める。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

麻布保育園の位置を変更するほか、しばうら保育園を新たに設置するとともに、同保育園に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。

議案第三十九号

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年港区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 ひとり親等は、その家庭に属する対象者に係る医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、区規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、ひとり親等が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第九条の次に次の一条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第九条の二 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、区規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、区規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。
第十条を次のように改める。

（助成費の返還等）

第十条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けたとき。
- 二 第八条第三項の規定による届出を行わなかつたとき。
- 三 前条第一項に規定する損害賠償の請求権を譲渡しなかつたとき。
- 四 前条第二項に規定する損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説 明)

第三者行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等について規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第四十号

港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

港区子ども医療費助成条例（平成四年港区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。
第七条に次の一項を加える。

2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、区規則で定めるところにより、遅滞なく区長に届け出なければならぬ。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

第九条の次に次の一条を加える。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第九条の二 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、区規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を区に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、区規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。
第十条を次のように改める。

(助成費の返還等)

第十条 区長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第二号から第四号までの各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

- 一 偽りその他不正の行為によつて、医療費の助成を受けたとき。
 - 二 第七条第二項の規定による届出を行わなかつたとき。
 - 三 前条第一項に規定する損害賠償の請求権を譲渡しなかつたとき。
 - 四 前条第二項に規定する損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかつたとき。
- 2 医療費の助成事由が第三者の行為によつて生じた場合において、対象者が第三者から同一

の事由について損害賠償を受けたときは、区長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説明)

第三者行為によって生じた疾病又は負傷に係る損害賠償の請求権の譲渡等について規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第41号

平成26年度

港区一般会計補正予算（第1号）

平成26年度港区一般会計補正予算（第1号）

平成26年度港区の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598,596千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,318,596千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月18日提出

港 区 長 武 井 雅 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び負担金		1,314,313	5,664	1,319,977
	1 負担金	1,314,313	5,664	1,319,977
13 国庫支出金		12,698,495	39,905	12,738,400
	1 国庫負担金	7,680,514	10,272	7,690,786
	2 国庫補助金	5,011,744	29,633	5,041,377
14 都支出金		5,953,024	186,981	6,140,005
	1 都負担金	2,040,955	5,136	2,046,091
	2 都補助金	3,175,006	181,845	3,356,851
18 繰越金		1,000,000	353,136	1,353,136
	1 繰越金	1,000,000	353,136	1,353,136
19 諸収入		2,527,726	12,910	2,540,636
	4 受託事業収入	158,553	12,910	171,463
歳 入 合 計		139,720,000	598,596	140,318,596

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		34,805,239	79,556	34,884,795
	1 総務管理費	31,337,871	79,556	31,417,427
4 民生費		42,276,020	316,800	42,592,820
	2 児童福祉費	20,720,699	316,800	21,037,499
5 衛生費		6,157,815	202,240	6,360,055
	1 保健衛生費	6,157,815	202,240	6,360,055
歳 出 合 計		139,720,000	598,596	140,318,596

議案第四十二号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 田町駅東口北地区公共公益施設新築に伴う外構工事
- 二 工事の規模 整備面積七、九三五・三三平方メートル
- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 四 契約金額 四億千九百七十八万五千二百円
- 五 契約締結日 契約承認の日
- 六 工期 契約締結の日の翌日から平成二十六年十月十七日まで
- 七 契約の相手方 東京都港区赤坂二丁目十四番二十七号

鹿島建設株式会社東京建築支店

専務執行役員支店長

天野裕正

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十三号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区长 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 (仮称) 田町駅東口北地区保育園整備等工事
- 二 工事の規模 (一) 港区スポーツセンタープール棟の改修による (仮称) 田町駅東口北地区保育園等の整備工事 延べ六、五九七・五三平方メートル
(二) 港区スポーツセンター(プール棟を除く。)及び港区芝浦港南地区総合支所等の解体工事 延べ一八、〇七一・三〇平方メートル
- 三 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 四 契約金額 九億六千百十八万九千二百円

五 契約締結日 契約承認の日

六 工 期 契約締結の日の翌日から平成二十七年八月三十一日まで

七 契約の相手方 東京都港区浜松町一丁目二十五番十三号浜松町NHビルディング七階

松尾・埼和建设共同企業体

構成員（代表者） 東京都港区浜松町一丁目二十五番十三号浜松町NHビルディング七

階

株式会社松尾工務店東京支店

支店長

福間 晋

構成員

東京都港区新橋六丁目五番四―三百一号

埼玉和興産株式会社東京営業所

所長

鈴木 淳 司

（説明）

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十四号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 (仮称) 田町駅東口北地区保育園整備等に伴う電気設備工事
- 二 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 三 契約金額 一億七千三百八十六万四千八百八十円
- 四 契約締結日 契約承認の日
- 五 工期 契約締結の日の翌日から平成二十七年八月三十一日まで
- 六 契約の相手方 東京都港区浜松町二丁目八番七号

株式会社東京三信電機

代表取締役

竹内利郎

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十五号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 (仮称) 田町駅東口北地区保育園整備等に伴う空気調和設備工事
- 二 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 三 契約金額 三億八千三百四十万円
- 四 契約締結日 契約承認の日
- 五 工期 契約締結の日の翌日から平成二十七年八月三十一日まで
- 六 契約の相手方 東京都港区赤坂八丁目五番四十一号
株式会社テクノ菱和港営業所

営業所長

向井康裕

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十六号

工事請負契約の承認について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

工事請負契約の承認について

左記の工事請負契約の承認を求める。

記

- 一 工事の名称 (仮称) 田町駅東口北地区保育園整備等に伴う給排水衛生ガス設備工事
- 二 契約の方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 三 契約金額 二億六千二百四十四万円
- 四 契約締結日 契約承認の日
- 五 工期 契約締結の日の翌日から平成二十七年八月三十一日まで
- 六 契約の相手方 東京都港区芝四丁目十番三号
川本工業株式会社東京支店

取締役支店長

高坂隆夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第二条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十七号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 港区芝浦港南地区総合支所の移転に伴う備品の整備
- 二 物品の種類及び数量
 - (一) 机 二百七十三台
 - (二) 椅子 三百八十九脚
 - (三) 棚 三百四台
 - (四) その他 百八十八点
- 三 購入予定価格 七千四百九万三千八百八十四円
- 四 購入の相手方 東京都港区芝大門一丁目三番十六号

株式会社第一文眞堂

代表取締役

松山浩史

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十八号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 一 | 購入の目的 | 港区立消費者センターの移転に伴う備品の整備 |
| 二 | 物品の種類及び数量 | (一)机 六十二台
(二)椅子 二百三脚
(三)棚 百七十台
(四)その他 二十八点 |
| 三 | 購入予定価格 | 二千九十九万七千九百円 |
| 四 | 購入の相手方 | 東京都港区赤坂一丁目四番十七号 |

広友物産株式会社

代表取締役

梅 木 孝 夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第四十九号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 港区立男女平等参画センターの移転に伴う備品の整備
- 二 物品の種類及び数量
 - (一) 机 百五十台
 - (二) 椅子 四百七十四脚
 - (三) 棚 百五十一台
 - (四) その他 七十四点
- 三 購入予定価格 四千八十九万九百六十円
- 四 購入の相手方 東京都港区芝一丁目八番十七号

茂木事務機株式会社

代表取締役

茂木 一 男

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 一 | 購入の目的 | 港区立介護予防総合センターの開設に伴う備品の整備 |
| 二 | 物品の種類及び数量 | (一)机 八十八台
(二)椅子 二百六十三脚
(三)棚 六十六台
(四)その他 三十九点 |
| 三 | 購入予定価格 | 千九百九万六千六百三円 |
| 四 | 購入の相手方 | 東京都港区虎ノ門三丁目十五番五号 |

株式会社サンポ

代表取締役

佐々木 邦 明

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十一号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 港区スポーツセンターの移転に伴う備品の整備
- 二 物品の種類及び数量
 - (一) 机 百二十三台
 - (二) 椅子 五百十八脚
 - (三) 棚 百六十九台
 - (四) その他 百点
- 三 購入予定価格 六千十七万四千百四十四円
- 四 購入の相手方 東京都港区白金三丁目十二番十二号

株式会社ニシダ

代表取締役社長

西田順彦

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十二号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 港区スポーツセンターの移転に伴う備品の整備
- 二 物品の種類及び数量 運動用品 百四十八点
- 三 購入予定価格 五千百七十七万五千二百円
- 四 購入の相手方 東京都港区芝大門一丁目四番四号

有限会社田中運動具店

代表取締役

田中俊行

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十三号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 情報システム端末機器等の更新
- 二 物品の種類及び数量 (一) パーソナルコンピュータ 千八百七十台
(二) 文書作成等ソフトウェア 千九百式
- 三 購入予定価格 二億九百五十二万円
- 四 購入の相手方 東京都港区芝四丁目四番十二号
三信電気株式会社
取締役ソリユーション営業本部長 鴨下光夫

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十四号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

一 購入の目的 内部情報系システム仮想化基盤の構築

二 物品の種類及び数量 (一) サーバー 七台

(二) パーソナルコンピュータ 二台

(三) ストレージ 二台

(四) スイッチ 五台

(五) ラック 三台

(六) 内部情報系システム仮想化基盤用ソフトウェア 一式

三 購入予定価格 五千八百八十三万八千三百八十九円
四 購入の相手方 東京都江東区新砂一丁目六番二十七号

株式会社日立製作所公共システム営業統括本部

自治体第二営業部部长

浅倉

麗

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十五号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

一 購入の目的 行政情報システム仮想化基盤の構築

二 物品の種類及び数量 (一) サーバー 二十三台

(二) パーソナルコンピューター 二台

(三) ストレージ 三台

(四) スイッチ 六台

(五) テープバックアップ装置 二台

(六) ラック 七台

(七) 行政情報システム仮想化基盤用ソフトウェア 一式

三 購入予定価格 一億四千百五十二万八千五百八十九円

四 購入の相手方 東京都江東区新砂一丁目六番二十七号

株式会社日立製作所公共システム営業統括本部

自治体第二営業部部长

浅倉

麗

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十六号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 システム共通基盤ネットワークの構築
- 二 物品の種類及び数量
 - (一) スイッチ 八台
 - (二) ファイアウォール 二台
 - (三) 負荷分散装置 二台
 - (四) ルーター 九台
 - (五) ユーザー認証機器 二台
- 三 購入予定価格 七千七百八十一万四千百四十円

四 購入の相手方

東京都江東区新砂一丁目六番二十七号

株式会社日立製作所公共システム営業統括本部

自治体第二営業部部长

浅倉

麗

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年港区条例第八号)第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十七号

物品の購入について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

物品の購入について

左記のとおり物品を購入する。

記

- 一 購入の目的 港区立白金の丘小学校及び港区立白金の丘中学校の新築に伴うちゅう房機器の整備
- 二 物品の種類及び数量 ちゅう房機器 七十九点
- 三 購入予定価格 六千八百七十九万六千円
- 四 購入の相手方 東京都港区新橋五丁目十四番十四号
株式会社フジマック東京事業部
取締役副事業部長 田中隆

(説明)

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第四条の規定に基づき、本案を提出いたします。

議案第五十八号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立障害者グループホーム芝浦

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人長岡福祉協会

新潟県長岡市深沢町字高寺二千二百七十八番地八

三 指定の期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年三月三十一日まで

（説明）

障害者グループホーム芝浦の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。